



本明川水系流域治水協議会
本明川流域減災対策協議会

防災気象情報の改善について

防災気象情報の体系整理の概要

～令和8年度出水期に向けて～

長崎地方気象台

令和8年度出水期に向けて

防災気象情報に関する検討会（R4～R6年6月18日：最終取り纏め公表）

- 様々な自然災害を経験し、その都度防災気象情報やその伝え方を改善。
- その結果、個々の情報の高度化や市町村の防災体制強化に一定の効果。
- 一方で、情報数の増加、運用の複雑化などの課題。



シンプルで分かりやすい防災気象情報の再構築が必要！



防災気象情報の体系整理（R8年度～）

- ・ 住民の避難行動に対応した **5段階の警戒レベルに整合**させ、災害発生危険度の高まりに応じて各情報を発表
- ・ この方針のもとで、**情報名称の変更**、警戒レベル4相当となる**危険警報の新設**、**洪水関係の情報変更**、**気象防災速報の新設**

現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係

警戒レベル				主な防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）		
				氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）	高潮特別警報	高潮発生情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保					
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害）	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、避難指示等の発令を判断する

警戒レベルとの対応関係が整理されてはいるものの、次のような課題があってとても分かりにくい。

- 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのか非常にわかりづらい
- 警戒レベル4相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
- 特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている（高潮）
- 高潮注意報がレベル2とレベル3相当に分かれている（高潮）
- 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

課題解決に向け、「防災気象情報に関する検討会」で約2年半かけて議論

- 防災気象情報（大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設**。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表**。（例：レベル4大雨危険警報 等）
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。（レベルの数字で、とるべき行動が分かる！）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

居住者等が自らの判断による避難行動等を直感的に理解しやすいものとし、居住者等の主体的な避難行動等を支援

	大雨浸水 低地の浸水や 小さな河川の氾濫	河川氾濫 1級河川などの 大きな河川の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 高波による浸水	住民が 取るべき行動
5	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
4	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
3	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
2	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
1	早期注意情報 レベル3以上の情報発表の可能性がある場合に数日前から発表				災害への心構えを高める

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が

土砂災害に関する情報の主な変更点

＜現在の土砂災害に関する情報＞

発表者		都道府県と気象台	気象台
発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）	土壌雨量指数（解析・予測）
情報名称	5		大雨特別警報（土砂災害）
	4	土砂災害警戒情報	
	3		大雨警報（土砂災害）
	2		大雨注意報
	1		早期注意情報

- 警戒レベル4相当情報だけ、都道府県と気象台が共同発表
- 発表指標も警戒レベル4相当情報だけ異なる。
- 大雨警報（土砂災害）が発表されても警戒レベル4相当情報の発表に至らないこと（空振り）が多い。



発表者		気象台
発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報

- 警戒レベル4相当情報も都道府県の協力を得て気象台が単独で発表。
- 発表指標を、土砂災害警戒情報で用いている指標（土壌雨量指数と60分雨量の2要素）に統一。
- 警戒レベル3相当情報は3～6時間先にレベル4基準に到達すると予想した場合に発表する運用に変更（レベル4に到達しない警戒レベル3相当情報の発表を大幅に減らせる）。

<現在の高潮に関する情報>

発表者		都道府県	気象台
発表指標		潮位（実況）	潮位（実況・予測）
情報名称	5	高潮氾濫発生情報	
	4		高潮特別警報 高潮警報
	3		警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
	2		高潮注意報
	1		早期注意情報

- 都道府県と気象台が発表する情報が混在
- 特別警報と警報が同じ警戒レベル4相当
- 高潮注意報が警戒レベル2と警戒レベル3相当に分かれる
- 高潮による浸水は、沿岸に打ち寄せる波によっても生じるが、この効果が考慮されていない



- 高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が新たに指定した海岸（高潮予報海岸）では、国土交通省・都道府県・気象台が共同発表する情報とし、**波のうちあげの効果も加味した情報に高度化**する。

長崎県では当面予定はない
- **高潮特別警報は発表基準を変更して警戒レベル5相当情報として運用**（これまでの台風を要因とする高潮特別警報の運用はなくなり、レベル5相当の基準を新たに設定して運用）
- **警戒レベル毎に情報体系を整理**し、避難行動との関係を明確化。レベル3相当、レベル2の情報は、レベル4相当情報からさらに数時間のリードタイムを確保して発表する運用に変更。

情報名称や特別警報の発表基準など、大きく変わります

高潮に関する情報の主な変更点

(警戒レベル毎の情報に！)

警戒レベル毎に情報を整理し、避難行動との関係を明確化！

- レベル 4 高潮危険警報を市町村による避難指示発令、レベル 5 高潮特別警報を緊急安全確保発令のトリガー情報として活用していただくことを想定して情報を設計。
- レベル 3 高潮警報とレベル 2 高潮注意報は、レベル 4 からさらにリードタイムをとって発表（早めの防災対応が必要な場合はレベル 3 やレベル 2 の段階から対応）。

(発表基準の見直し)

- レベル 4 高潮危険警報の基準は、その基準を実況で超えると浸水被害が生じてもおかしくない高さに設定（堤防の設計高潮位や居住地域の地盤高等で設定）する。
- 高潮予報海岸では、従来の潮位予測に基づく発表に加えて波のうちあげ高の効果を加味した水位予測に基づく発表も開始（波の効果も加味することで高潮浸水被害に対し、よりの確な情報発表が可能に）。
- 現在の高潮特別警報の台風等を要因としている発表指標は見直して、レベル 5 高潮特別警報として潮位等の基準を新たに設定して運用。

情報名称	発表タイミング	住民がとるべき行動
レベル 5 高潮特別警報	浸水がすでに発生 or 切迫	ただちに安全確保の行動を
レベル 4 高潮危険警報	浸水発生の最大 6 時間前に発表	浸水想定区域など、高潮による浸水被害のおそれのある場所にいる者は全員安全な場所に避難
レベル 3 高潮警報	浸水発生の最大 1 2 時間前に発表	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
レベル 2 高潮注意報	浸水発生の最大 1 8 時間前に発表	避難行動を確認（避難場所やルート、時期など）
早期注意情報	5 日先までにレベル 4 相当の現象が予想される場合に「高」「中」の 2 段階で発表	災害への心構えを高める

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

洪水等に関する情報の主な変更点(現行の情報)

＜現在の洪水等に関する情報＞

洪水に関する情報					大雨浸水に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等		
河川数	約400河川	約1,800河川	—		—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台		気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと		市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫		内水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数（解析・予測）		表面雨量指数（流域雨量指数）（解析・予測）
情報名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報		大雨特別警報（浸水害）
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報		
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害） 大雨注意報 ※警戒レベル相当情報としての位置づけなし
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報	
	1	早期注意情報			早期注意情報

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

洪水等に関する情報の主な変更点

- 洪水に関する情報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、これを一般向けの警報扱いとする。これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない。
- 水位周知河川の水位の情報は、当面はこれまで通りの運用とする。（水位の実況情報に洪水危険度を付して情報発表することは当面は行わない。）
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨浸水に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけ。洪水予報河川以外の河川についても大雨浸水に関する情報の中で一緒に扱う。（水位周知河川も大雨浸水の情報の中で扱う）

洪水に関する情報				大雨浸水に関する情報	
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等		
河川数	429河川 (国〇〇、都道府県〇〇)			—	
発表主体	河川事務所または 都道府県と気象台			気象台	
発表単位	河川ごと			市町村ごと	
対象とする 主な現象	外水氾濫	当面は、大雨浸水に関する 情報で扱う	大雨浸水に関する情報 で扱う	内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
発表指標	水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）	
情報 名称	5	レベル5 氾濫特別警報	河川事務所・都道府県 による水位情報の発表 は継続する 〔 洪水予報河川への 移行を促進 〕	レベル5 大雨特別警報	
	4	レベル4 氾濫危険警報		レベル4 大雨危険警報	
	3	レベル3 氾濫警報		レベル3 大雨警報	
	2	レベル2 氾濫注意報		レベル2 大雨注意報	
	1	早期注意情報		早期注意情報	

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

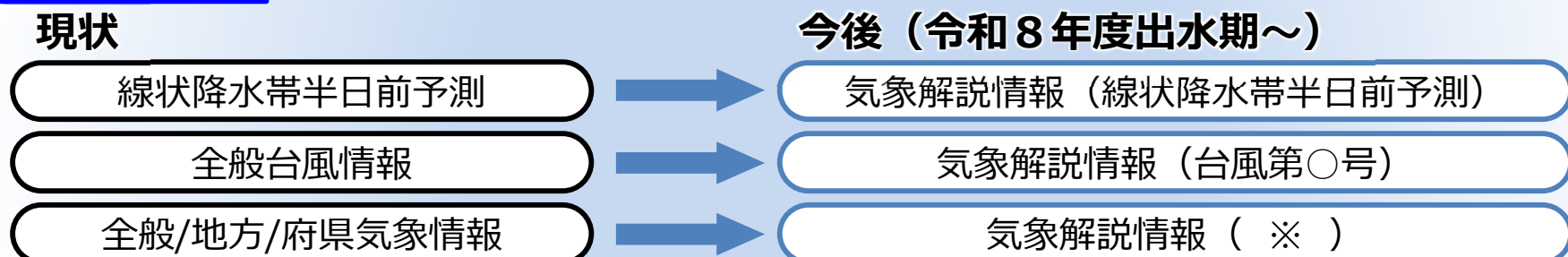
新しい防災気象情報（R8出水期から運用開始予定）

- これまで、気象警報・注意報を補足する情報等として伝えてきた様々な気象情報を、「**気象防災速報**」と「**気象解説情報**」の大きく2つのカテゴリーに分類して発表。
- 線状降水帯の発生や、記録的な短時間大雨など、顕著現象が発生または発生しつつある場合にその旨を、「気象防災速報」として速報的に伝える。

気象防災速報 …… 極端な現象を速報的に伝える情報



気象解説情報 …… 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報



※何に注目した情報なのかがわかるよう、括弧内にキーワードを付す。

（ ）内のキーワードは現時点での想定

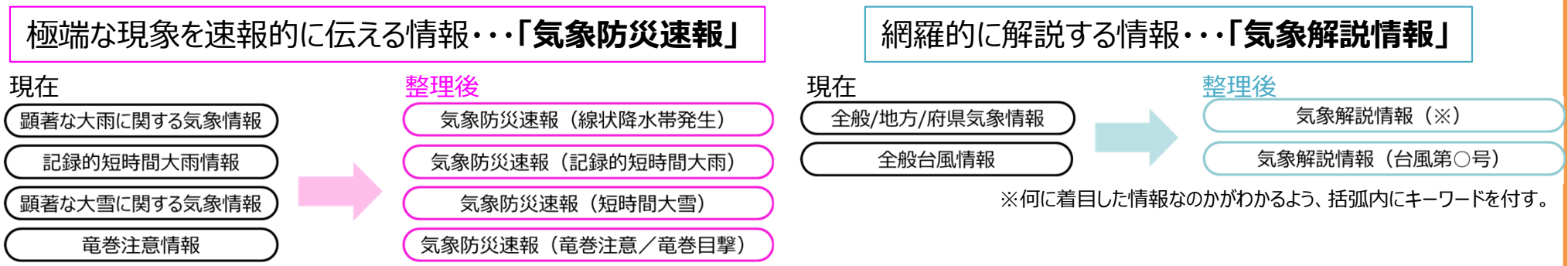
気象情報（解説情報）の体系整理

参考

「防災気象情報に関する検討会」
最終とりまとめ（R6.6.18） 資料より抜粋

◎ 情報の性質を把握できるよう分類して提供

- これまでいくつかの種類の「気象情報」として伝えていた情報は、線状降水帯をはじめとした具体的な極端現象が発生または発生しつつある場合にその旨を伝える「極端な現象を速報的に伝える情報」と、現在及び今後の気象状況等を網羅的に伝える「網羅的に解説する情報」に分類して提供。
- それぞれの区別がつくよう統一的な情報名称とし、「線状降水帯」などのキーワードを付すことにより情報へのアクセスを改善。



防災気象情報の最適な活用に向けて

- ・ 防災気象情報の基盤となるデータの提供の更なる推進と共に、コンピュータで容易に処理できるよう機械可読性の改善も進める必要。
- ・ 「プッシュ型」の防災気象情報とあわせて、ホームページ等に掲載する「プル型」のコンテンツの活用を推進すると共に、当該コンテンツの充実を図ることが重要。
- ・ 防災気象情報を受け取った者が自ら考え主体的に行動することができる社会の実現を目指し、以下を推進する必要。
 - 防災気象情報の特徴・特性に対する理解が社会において深まるよう、平時から知見を積み上げられる環境の構築（ホームページへの解説資料の掲載等）
 - 国による普及啓発活動に加え、様々な関係主体（教育機関、専門家、報道機関等）による普及啓発活動の推進